

条約によって どのような 変化があったか

報 告 集

子どもの権利条約 フォーラム '95



と き◆1995年11月18日（土）／19日（日）
ところ◆国立オリンピック記念青少年総合センター
主 催◆子どもの権利条約フォーラム'95実行委員会
後 援◆ユニセフ駐日事務所、東京都

は　じ　め　に

子どもの権利条約フォーラム'95報告集が完成しました。

フォーラム'95は、ユニセフ駐日事務所と東京都の後援をいただき、74団体が実行・賛同し、のべ350名の参加をえて、95年11月18日(土)・19日(日)に国立オリンピック記念青少年総合センターで行われました。

フォーラム'95は、同'93、'94の実績のうえに、「条約実施状況の検証」をテーマとした企画構成に努力しました。また、権利の主体である子ども自身の参加もすすみました。

まだまだ完全ではありませんが、この報告集がフォーラム'96の成功と今後の交流に活用されれば幸いです。

1996年5月1日

子どもの権利条約フォーラム'95実行委員会

委員長 栗 野 真 造
喜 多 明 人

目 次

はじめに

1. 呼びかけ人

2. 基調報告

3. 趣旨・目的

4. 企 画

a. 開会全体会

b. 参加型検証「市民からみた条約の実施状況」

c. ちょっとひと息—はなしのゆりかご

d. シンポジウム「地域・自治体で条約をどのように実施していくか」

e. 子どもアクションひろば

「子どもとおとなの対等な人間関係を築くにはどうしたらよいか」

f. 交流会

g. 第1分科会 学校における子どもの権利—いじめ・体罰を中心に—

h. 第2分科会 遊び・文化的活動への子どもの権利と地域社会

i. 第3分科会 子どもたちと家族—虐待からの保護、家庭環境—

j. 第4分科会 「少年司法」子どもを「ささえる」—パートナーシップの実現のために—

k. 第5分科会 障害をもった子どもの権利

l. 第6分科会 外国人の子どもの人権

m. 第7分科会 阪神大震災と子どものケア

n. 第8分科会 意見表明・参加の権利

o. 第9分科会 入門ワークショップ／条約をどう学ぶか

p. 閉会全体会

q. 情報市

5. 実行・賛同した団体・個人

6. マスコミ紹介記事

呼びかけ人

イーデス ハンソン（アムネスティ・インターナショナル日本支部長）

「子どもの権利条約」が日本で批准されて1年以上がたちました。この条約の名前はぜひふん知られてきました。けれども条約の精神は、まだまだ十分に理解されているようには思えません。「子どもの権利条約フォーラム」がそのための大きな力になることを期待します。

一番ヶ瀬 康子（東洋大学教授）

自治体への働きかけがしだいに功を奏しているように思います。ご盛会と今後のますますのご発展を願っています。

大 田 堯（東京大学名誉教授）

当日、岡山で子どもを守る文化会議主催のため、参加できません。しかし、若もののエネルギーにあふれた盛会を心から期待しています。

落 合 恵 子（作家、クレヨンハウス主宰）

子どもと大人は互いを映し合う鏡のような存在です。子ども社会の様々な問題は、大人社会の歪みがより凝縮した形で反映されたものと言えます。子どもから見ると、大人は大きい「環境問題」です。子どもはもとより、それぞれのわたしたち大人もまた、「子どもの権利条約」をひとつの軸に、社会と人間関係をより主体的に、より具体的に拓いていきたいと思います。

内 藤 壽七郎（小児科医）

フォーラム'95の開催おめでとうございます。“人間の心が初めて現れる2歳児”の時代が大切です。世界中の多くの人びとは、2歳児がやっと芽生えた自己を大事に育てて守っていることに気付かず、それを威圧、無視、否定等々の手段で、云わば“虐待”をしていることに気付いていないのではないのでしょうか。2歳児の人権も大事です。

永 井 憲 一（法政大学教授）

このフォーラムが年々盛会となりますように期待しています。

中 川 明（弁護士）

子どもの権利条約が日本国内でも効力を有するようになってから1年半近くになりますが、条約は根付くどころか、根枯れがはじまっているような感さえます。私たちの身のまわりから、子どもたちの「いま」を見つめ直すきっかけに、このフォーラムがなることを祈念しています。

福 田 雅 章（一橋大学教授）

フォーラムの開催おめでとうございます。子どもの権利のための運動が、大人の内なる権力と傲慢を克服し、人が人として自由になれるための運動であることを確認しつつ、フォーラムのご成功を心からお祈りします。

堀 尾 輝 久 (中央大学教授)

フォーラムが、じっくりと骨太に、根付くことを念じています。

宮 崎 繁 樹 (明治大学教授)

当日先約の為、参上できませんが、子どもの人権充実のためお骨折いただき感謝しております。一層のご活躍を祈念して居ります。

基 調 報 告

子どもの権利条約によってどのような変化があったか —市民レベルでの検証をめざして—

私たちはこれまで2年間、子どもの権利条約フォーラム'93、同'94を開催してきました。そして今年3年目を迎えます。一年目のフォーラム'93では、子どもの問題にとりくむ国際協力NGOの人々と国内市民団体・グループとの「歴史的な出会い」をはしました。二年目のフォーラム'94では、1994年4月の条約批准を受けて、意見表明する子ども・若者の交流を深め、あわせて「条約ワークショップ」や「広報コンテスト」を通して“条約を広める”経験の交流などを行ってきました。



今年のフォーラム'95では、このような経験・情報の交流をさらに進めつつ、日本批准後1年半を経過して、いったいどのような変化が現れたのか、条約の批准によって子どもの権利実現にどのような前進が見られたのか、あるいは課題があるのか、などについて検証していきたいと思います。そして、来年5月にも予定されている日本政府の子どもの権利委員会に対する報告書に私たち民間レベルの検証結果を反映できればとも考えています。

1. 条約実施状況を検証する視点

条約がどのように実施されてきたか、どのような変化が現れたのか、また、変化がない場合、何が障害になっているのか、という問いかけを行う際には、少なくとも以下の7つの基本課題を設定して検証を行うことが大切でしょう。

① すべての子どもの「生命、生存の権利」が十分に確保されているか。

(生命権6条、健康・医療24条、社会保障26条、生活水準27条など)

② すべての子どもの「発達の権利」が十分に確保されているか。

(アイデンティティ8条、家族的な環境への権利9～21条、教育28～29条、休息・遊び・文

化的芸術的生活31条など)

- ③ すべての子どもの「保護の権利」が十分に確保されているか。

(虐待防止19条、有害労働32条、麻薬・向精神薬33条、性的搾取34条、誘拐・売買35条、少年司法37条・40条など)

- ④ すべての子どもの「参加の権利」が十分に確保されているか。

(意見表明権12条、表現・情報の自由13条、思想・良心・宗教の自由14条、結社・集会の自由15条、プライバシー16条、適切な情報アクセス17条)

- ⑤ とくに困難な状況下の子どもの権利は十分に確保されているか。

(難民の子ども22条、少数者・先住民30条、武力紛争38条、犠牲になった子どもの社会復帰39条など)

- ⑥ これらの権利の実現のために、誰がどのように保障しようとしているのか。その権利実現の担い手として誰がふさわしいのか、適切な手続に従って差別なく保障されているのか。特に「人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見、その他の意見、国民的、民族的もしくは社会的出身、財産、障害、出生」などによる差別なく確保されているかどうか。(差別的禁止2条)

- ⑦ 以上の権利実現をめざす子どもの権利条約の広報活動は十分行われているか。おとな一般市民向け、子ども向け、子ども関連職員などに適切な広報が行われているか。

(条約広報義務42条)

①～⑥は、子どもの権利の中身が十分満たされているか、という意味での検証の視点です。

2. 市民レベルの検証の重要性

これらの権利の検証にあたっては、市民レベルによる検証が大切です。条約は「国と国との協定」であるわけですから、第一次的には国レベルの検証が求められます。しかし、国が進めている条約実施状況を国が検証するだけでは、“建前”になる恐れがありますし、不十分になりがちです。条約が日本で批准・発効された直後、総理府編集『時の動き－政府の窓』誌上で、外務省、法務省、文部省、厚生省からの条約批准段階での受け止め方、省としての実施状況等が報告されています。果たしてそれで十分かどうか。また、“身近なところでの権利保障”という主旨から、自治体での実施に注目が集まっています。第1日目シンポジウム「地域・自治体で条約をどのように実施していくか」は、その意味で重要です。また国、自治体が設置している施設レベルの検証も独自に行う必要があります。これらの実施状況についても市民レベルのていねいな検証が求められています。

なお、条約は「子どもにかかわる全ての活動において」「子どもの最善の利益が第一次的に考慮される」(3条)とあります。公的活動の検証は第一の課題ですが、同時に、子どもの権利の実現ができるかぎり“身近なところでの自己決定”によって成されるよう、民間、市民による活動での検証も大変重要な意義をもつでしょう。その意味においても、子どもを含めて市民レベルの検証が求められています。

このように①～⑥の権利実現についての検証は、その権利実現にふさわしい主体(誰が)や

手続（どのように保障するか）のあり方の問題そして検証の主体のあり方ともかかわらせて考えていく必要があります。また、条約の広報活動においても、国レベル、自治体レベル（施設レベルを含む）、民間・市民レベル（子どもレベルを含む）での検証が求められています。以上のような市民レベルでの検証の意義をふまえて子どもの権利委員会報告書の作成にあたっても、もちろん政府主導になるのは当然（44条）ではありますが、自治体や民間団体、NGOなどの「白書」や報告書等を十分に踏まえているかどうかについても、検証していきたいと思います。

3. 条約批准と日本の子ども

以上のような検証の視点及び市民レベルの検証の重要性をふまえ、出席の皆さんとこれから「条約の批准によってどのような変化があったか」を検証していきたいと思います。今回の基調報告の主旨は「検証自体の提案」ですので、検証内容については出席者の皆さんとともに作っていききたいと思います。

趣旨・目的

- (1) 日本における子どもの問題に取り組む人々と海外における子どもの問題に取り組む人々の現状報告および意見交換。
- (2) 子ども同士、子どもとおとなの意見交換。
- (3) 条約のより実効ある実施をすすめるための国・自治体関係者との建設的対話。
- (4) 条約を一つの基準として日本と世界での子どもの権利水準の検証。「子どもの権利条約白書」（仮称）の刊行。
- (5) 条約の趣旨や規定の普及。

企 画

開会全体会

- (1) 呼びかけ人あいさつ = 永井憲一（法政大学教授）
- (2) 基調報告 = 喜多明人（実行委員会委員長、子どもの権利条約ネットワーク）

参加型検証「市民からみた条約の実施状況」

【コーディネート】栗野真造（実行委員会委員長、国際子ども権利センター）ほか

条約が日本で批准された後、どのような変化が生まれているのだろうか。はたして、私たちにとって、具体的な進展や希望は生まれているのか、何が課題なのか。そのことを参加者と共に考えていくためのワークショップをおこなった。



1. 「部屋の四隅」で、お互いの意見を知りあう。

まず、スクール形式で並んでいる椅子を、みんなで壁際に寄せることから、ワークショップをはじめた。人が共に出会っていくためには、椅子が同じ方向を向いているのはよくない。「空間こわし」、つまり「創造的破壊」が、時にはやっぱり必要です。それから大きな集会室の四つの隅に、意味を持たせた。「とてもYES」「どちらかといえばYES」「とてもNO」「どちらかといえばNO」。これから言うことに対して、自分の気持ちが一番近い隅に移動するというワークショップである。お互いの意見の違いや傾向を知り合い、そのことを考えていくためにおこなった。

「今日は私は、元気できげんがいい」（ちょっとリラックスしあうために。YESが多い。うれしい）。「このフォーラムに参加するのは何回目」（YES・NOとは違って、回数で。ほとんどの人が初めてでびっくり）。「今の子どもは、昔の子どもより幸せだ」（かなり意見は分かれる。NOの理由を聞くと、今は自然環境が少ない、受験や競争がひどい声があがる。YESの隅の人からは、昔は戦争で子どもも悲惨だったとの声）。「子どもの権利条約は、日本でうまくいっている」（やっぱり、NOが多い）。

2. 検証のためのシートづくりで、ひとりひとりが振り返る。

参加者一人一人に、紙に4つのことを書いてもらった。第1に「自分のこと」（氏名、所属、フォーラムへの期待）、第2に「変化」（条約批准後にあったよい変化と思うこと）、第3は「課題」（逆に問題点だと思うこと）、第4に「未来」（これからしたいこと、できること）。

「よい変化」として、いろいろな意見があがった。

～教科書に条約の記載がみられる。自分のところの高1の生徒の7割が条約を知っていた。こうしたフォーラムがひらかれ沢山の人が参加している。不十分だが自治体が広報パンフレットをつくったり子ども議会をひらいたりしている。世論が盛り上がってきた。名古屋や東京で子どものためのオンブズマン制度ができた。大人の意識を変化させた。子どもたち自身の動きが生まれてきた。体罰への批判が強くなってきた。自分自身が子どもを一人の個人としてみられるようになった。はく自身が条約を知った変化は大きい。高校生の友達同士でいじめのことをはなしあえるようになった。日常の会話に「子どもの権利」という言葉が増えた。フィリピン

人女性が生んだと思われる無国籍児が日本国籍を取った。親の集まりで条約を知っている人が多くなった。変だなあとと思っていたことを権利の問題として自覚する人が増えたように思う。形式的にもとにかく条約が批准された。学校に行かない「学び」を選ぶ人が少し増えたのでは。制服の廃止など校則のゆるやかな変化が生まれてきた。子どもとの接し方を考え直すようになった。親子で話し合うきっかけになっている。子どもの声をアンケートで集められた。子どもの発言が公に報道された（NHK子どもニュースは好き）。子どもを不完全な人間としてみるのではない見方を自分が学べた。生徒手帳に条約をのせている学校が生まれている。関連の本が数多く出版されている。子どもの人権専門委員がつくられた。教員研修で条約がテーマになり講師と呼ばれた。情報公開の方向に向かっている。学校で部活加入や頭髮が自由になった。子どもに関わる人が元気になった。新聞に条約のことがよくのる。非嫡出子への見方が変化してきた～

しかし多くの参加者から、同時に、課題として、悲観的な意見がだされた。

～文部省や自治体の取り組みが弱すぎる。学校現場で話題にならない。専門家がえらそう。どう条約を伝えて言っているのかむつかしい。子ども自身が興味をもってくれない。条約の存在もまだ知られていない。いじめや体罰がへっていない。日常生活と条約との無関係なように感じられる。我が家の親子関係がうまくいかないなど～

未来はあるか。何が必要か。課題を解決するための声も紹介したい。

～子どもの声にもっと耳を傾けたい。子ども自身の自己決定の機会をふやしたい。子どもオンブズ・パースン制度を広げたい。先生への研修をもっとしたい。先ずは友達に条約の話をしてみる。「子どものくせに」という気持ちが自分の中にあるのを正直にみつめ変えていきたい。条約によって日本の法律を改正したい。子どもの居場所をふやしたい。PTAの中で広げたい。授業で取り上げます。子どもの力を信じたい。ありのままの自分で生きていきたい。子どもの教育を「巨人の星」から「イチロー」へ。「義務」から「責任」へ。マスコミでもっと取り上げてもらう～

3. 少人数グループでの意見交換と発表

この後、4～5人のグループに分かれて、お互いの意見を出し合い、時間の許す限り、話しあった。条約についての变化、課題、未来を語り合い、分かちあうこと。こうした場で話しあっているの人々のこのエネルギーこそ、これからの大きな希望を感じさせるものであった。

(栗野真造)

ちょっとひと息－はなしのゆりかご

「トムティットトット」(イギリスの昔話より)＝斎藤多喜子(劇団風の子)

今日この頃の私たちは、あふれる情報や勝手にとびこんでくる音や絵解きされすぎた映像、即答を求めあう日常のリズムの中で、このもっとも人間らしい“思い描く力”をなえさせてし

まっているのではないのでしょうか。

目の前の仕事や勉強をパツパとさばくことが生きる力のように思われはじめると、“見えないものを見る力”や“聞こえない音やことばを聞く力”がかすんでしまって、自己主張だけが幅をきかせ、やわらかいものや、幼さい（ちいさい）ものの存在をどこかに置き忘れてしまいそうです。

劇団風の子の「斎藤多喜子」はそんなことを思いながら、毎日、子どものいるところへでかけ、“かたり”を聞いてもらっています。

そのプログラムの中から「トムティットトット」（イギリスの昔話より）をききました。



シンポジウム「地域・自治体で条約をどのように実施していくか」

【コーディネート】 荒牧重人（権利条約ネット）

【報告】

- (1) 自治体における条約の実施状況 = 荒牧重人
- (2) 子どもの人権専門委員のとりくみ
= 平清太郎（子どもの人権専門委員）
- (3) 子どもの現状と声を反映した施策づくり
= 田辺裕子（中野区女性・青少年課）
- (4) 子どもたちに条約を知らせる
= 小宮山健治（川崎市教育委員会）
- (5) 地域におけるNGO・市民団体の活動 = 北村真佐子（葦の会）



最初に荒牧さんが、子どもの人権連学習・研究委員会内に設置された「子どもの権利条約と自治体」研究委員会により8～9月に実施されたアンケートの中間結果に基づき、自治体における条約の実施状況について簡単に報告。広報・研修や「子ども議会」の開催など何らかの形で条約実施の一端を担っている自治体も少なくないが、条約の子ども向け広報を行っている自治体が圧倒的に少ないこと、子どもの権利のための監視制度がほとんど設置されていないことなど、まだまだ課題が多いことが明らかにされた。

次にマイクをとった平さんは、法務省の委嘱を受けて子どもの人権保障のための活動をボランティア的な立場から行う「子どもの人権専門委員」（子ども人権オンブズマン）である。自宅で24時間態勢で子どもの人権に関わる電話相談を受け付けるほか、「いじめSOSミニレター」と称して料金受取人払のレターを日野市全域で配るなどのユニークな取り組みを行ってきた。しかし、PR不足等もあってまだまだ子ども本人からの相談が少ないという問題があるという。

また、専門委員1人の力では限界があることから、将来的には、子どもたちが学校の教員にも親にも友達にも相談できないような悩みを相談でき、子どもたちの心のよりどころになるような第三者機関を作りたいと希望を表明した。

田辺裕子さんは、主として子どもの地域参加に関わる中野区の施策を紹介。1小学校区にはほぼ1つ設置されている児童館を拠点とする取組みとして、児童館のさまざまな行事に企画段階から参加してもらうことにより意見表明の経験を積み重ねてもらったり、子どもにも参加してもらって地域診断（道路が狭い、緑が少ないetc.）を行ったりなどの例を挙げた。このほか、中高生が中心になって立案・運営して大人社会に自分たちの言いたいことを訴える「ハイティーン・フォーラム」にも言及。準公選制廃止後の教育行政のあり方を考える中でも、学校運営への区民参加・子ども参加、教育行政に対する苦情に適切に対応できる仕組みの創設、教育行政に関する審議会の設置とそこへの子ども参加などが提案されているという（ただし学校現場にはなかなか受け入れてもらえないとのこと）。

小宮山さんは、子どもたちに条約を知らせる取組み、子ども議会の開催、マイノリティの子どもに対する権利保障のあり方の模索などについて報告。子ども向け広報に関しては、小学校低学年・小学校高学年・中高生向けの3種類のパンフレットを作り、学校を通じて配布したことなどが注目された。子ども議会は1994年10月に開催され、95年度からは7つの行政区でそれぞれ子ども会議を開催する方向で検討を進めているという。その際、学校などの所属団体を通じてではなく、一般公募の形で子どもたちが参加できるように切り替えを図っているとのこと。マイノリティの子どもたちへの権利保障に関しても、ボランティアの日本語講師の派遣や日本語教室の開催に留まらず、何らかの形で制度的に文化保障を行なえるような方向で検討を進めているとの報告がなされた。

北村さんは、神奈川県にいる外国籍の子どもたちの現状と、それに対応して「葦の会」が市民団体としてどのような活動を行っているかを報告。とくに外国籍の子どもたちが母語をどんどん忘れてしまっており、親たちとのコミュニケーションが難しくなっていることから、カンボジア人、日系ペルー・ブラジル人などの子どもを対象に母語教室を開いていること、外国籍の子どもたちのための居場所作りとして、日本語と学習補習のための教室をあちこちの地域で開催したり、年に1回のキャンプを行ったりしていることなどが報告された。また、夜間の定時制高校に通っている高校生の家族が難民申請を得られず、けっきょく家族ごと強制送還されてしまった事例を挙げて、日本では子どもの権利条約よりも入管法の方が優先されていることを指摘。日本の国内で国際法の位置づけがいかに低いかを痛感したとの話もあった。

以上、いずれの取組みもまだまだ端緒についたばかりである。また、それぞれの担当者の人並み以上の熱意に支えられているという側面も強い。こうした取組みを例外ではなく一般的なものにしていけるかどうか、それは市民の力量にかかっているのではないかと。

（平野裕二）

子どもアクションひろば 「子どもとおとなの対等な人間関係を築くにはどうしたらよいか」

【コーディネート】林大介、要友紀子、勝本浩司、佐藤記子、高橋亮平、水永啓子

今年のアクションひろばでは、条約が発効され1年半ということで、条約の効果・手応えといったことに着眼して、現実を検証してみることにしました。

そうするなかで、「変わらない大人と子どもの関係」ということを考えたとき、「そもそも子どもの人権を守るということはどういう事なのか」という基本的な問題にたどりつきました。

つまり、子どもの権利を守る「尊重する」ということは、単に制度や法を整えればいいというのではなく、大人と子どもが日常の学校生活のなかで対等な人間関係を作り上げることからはじめなければいけないのではないかということです。

そこで、話し合う内容として設定したテーマは「子どもの権利・人権とは何か」「子どもとはどのような存在か」また、「子どもと大人の違い」「子どもと大人の距離感」それを具体化した形として、「どういう時に教師・親と衝突するか」「どういう時に子どもを実感するか」「どういう時に限界・壁を感じるか」「限界・壁をどう乗り越えるか」「大人が求める子ども、子どもが求める大人」「子どもの最善の利益を大人が考えることの疑問」ということを話し合いました。

これらのテーマについて考えたいと思った理由は、子どもと大人が本当にわかりあうためにいま両者の間にある空隙を埋めて新しい関係を作るための試みのひとつとしたいと思ったからです。

話し合う形式としては、小グループによる討論、前半は子どもタイムと大人タイムに分けて、後半は子ども＋大人タイムという具合にそれぞれが話す時間を分けて、おたがいの考え方の違いが顕著にあらわれるようにしました。

当日は、各十人ぐらいの小グループに分かれて、どちらかが偏らないように、大人子どもの人数を釣り合うようにしたかったのですが、中高生の数が少なく大人の方が多かったのは残念でした。各グループの討論内容としては、条約の理解のある人が多いということがあって、馴れ合い状態で終わったという感想が多かったです。

あと、企画側の意図（話し合ってほしいテーマ）と、参加者側のニーズ（話し合いたいこと）のズレが生じたということがあります。今回のテーマは、各地で何度も話し合われてきたことの繰り返しにならないように、又、タイムリーな問題として、考えようということで設定したのですが、かなり抽象的な質問内容なため、具体的な問題に走りたがるという傾向がみられました。例えば、グループによっては、制服問題やいじめ、不登校の問題について議論になる



という具合です。その中で、「大人と子どもの人間関係」というものを見つめ直したとき、「大人がよかれと思っていることが子どもの足かせになっている」又、「『ともに』という言葉が言葉だけで実際にはおしきせになっている」「子どもは大人に対して謝るけど大人は子どもに対して謝らない」という指摘が出され、新しい関係をつくるために、「(大人が) 子どもの立場に立って考えることが大切」、「対等な関係とは、日々の積み重ねでつくっていくもの」、「大人にも子どもにもそれぞれ違った経験と知恵があるのだからそれをシェアしていくことが大切」等々の意見が提案されました。又、テーマに対して、「子どもと大人と、分けている時点ですでにわかり合えていないのでは？」という指摘もありました。

全体的に参加人数が少なかったのは、各団体への呼びかけがあったにもかかわらず、昨年のように集まらなかったということや、開催日が他の集会の日と重なったということが挙げられます。しかし、それにしても、子どもの参加人数が顕著に少なかったのに関しては、これは、偶然なのか必然なのかという疑問が残ります。グループ討論の中でもあったように、「(制服のとりくみについて) 職員のかかなりの部分が自由化でもいいと言っているのに、生徒の方が急に变えていいと言ってくれるワケがないとか、自校のアイデンティティーを残したいと、制服を何らかの形で残したいと言う。若いのに保守的」という実情があります。つまり、生徒の人権意識というのが低くなっているという問題があります。一方で、条約の批准を問題解決の一環として見做してしまっている空気というのも感じないわけではありません。

このことを、私たちは新たに考えていかなければいけない問題として受け止めなければいけないと思いました。

(要友紀子)

交流会

夕食をとりながら、参加した一人ひとりが交流を深めました。

第1分科会 学校における子どもの権利 —いじめ・体罰を中心に—

〔進行〕 島ノ江一彦（立正大学、元高校長）、藤井幹夫（高校教諭、教育活動を考える会）

〔提起〕

- (1) 子どもの立場から = 井上克弘（ハートボイス）
- (2) 親の立場から = 大沢順子（母親）
- (3) 教員の立場から = 治田邦宏（中学校教諭）

〔コメント〕

- (1) ジャーナリスト = 石塚 淳子（毎日中学生新聞）
- (2) 教育研究者 = 林量俣（埼玉大学、子どもの人権埼玉ネット）
- (3) 教育現場から① = 島ノ江一彦

(4) 教育現場から② = 芹沢秀行 (中学校教諭)

いじめの経験をもつ若者、わが子がいじめを受けた母親、いじめや不登校にとりくむ中学校教員からの提起をうけて、ジャーナリスト、教育研究者などもコメンテーターとして加わり、参加者とともに、1. 学校における子どもの権利の現状を確認し、問題点をおさえ、展望を探る。2. それぞれの立場からの発言を通じて、問題を多角的、立体的にとらえる。3. 違う立場からの発言を通じて自分の立場からでは見えなかった視点を発見する。4. とくに「閉鎖的」と言われがちな学校現場の教職員に多く参加してもらい、本音で建設的な議論を深める。の四点を重視しながら学校における子どもの権利を、いじめ・不登校・体罰などの問題を通じて議論し、多角的に検証しました。

第2分科会 遊び・文化的活動への子どもの権利と地域社会

〔進行〕細沼淑子 (児演協)、満江聖子 (児童館)

〔報告〕

- (1) 地域での子どもの文化的活動 = 進藤敬子 (久喜子ども劇場、埼玉ネット)
- (2) まちづくりの視点から = 荻原礼子 (まちづくりデザイナー)
- (3) 海外における遊びの権利のとりくみ
= 関戸まゆみ (IPA日本支部、羽根木プレーパーク)
- (4) 児童館のとりくみ = 山下正子 (足立区児童館)

以上4人の報告で共通して言えることは、子どもの遊び、子どもが主人公になる文化的活動(31条を保障していくこと)を阻んでいるのは、他でもない、親や地域の大人たちであるということである。

埼玉県子ども劇場子ども集団部局の調査によると、いちばん遊びやゆとりのないのが親で、意識の高い親ほど子どもを塾やおけいこごとに追いや親子で忙しく、母親による体罰がいちばん多いという。また、遊びをも狭義の教育的観点から大人が用意しすぎてしまうという皮肉な事実や、大人が遊びをしらない、教えることができないこと、子ども会の担い手が老人ばかりになってつぶれそうであることなどの声が参加者からあがる。

世田谷は太子堂で昭和のはじめから三代にわたる遊び場調査をした荻原さんからは都市化とともに道、空き地、建物の陰、すき間など、子どもの居場所がなくなっていく現状がスライドで報告される。

そんな中で、足立区児童館の山下さんの報告は大人の関わり方次第で、生き生きとした子ども集団は作れるということを証明してくれる。“変身隊”という子ども集団が児童館の職員の、友だち同志もっと横に声をかけあい、自分で遊びをつくってほしいという願いのもと、

組織されていく。その姿は親たちの協同を生み、地域の小学校の校長の理解で学校が解放され、水や火を使い、泊りこみも可能なキャンプ場にもなるほど。

手や口はださない地域住民と学校の支援でこの“変身隊”は、児童館を離れて今も続いているという。

また、住民の運営による公園として有名な羽根木プレーパークには、いつでもそこへ行けば、場と遊ぶ素材があり、禁止事項のない都市の遊び場として、木に登り、屋根からとびおり、穴を堀り、水を流し、火を焚く自由な子どもと大人の姿がある。

子どもは暇さえあれば遊ぶものだから、特に意識しなくていいんじゃないかと思われがちだが、人的にも場としても環境整備は必要であると関戸さん。

イギリスの例をとると、1925年に当時の首相が「遊ぶ権利は、子どもがその地域社会で具体的に主張し要求する。何故なら遊びは一生を通して人間の本性としての学習である。もしそれを侵害することがあれば、そこに住む人の心にも身体にも深く残る傷をつくる」として、国会の中で子どもの遊びの重要性が唱えられ、調査報告書がだされ、それにそって遊び場をつくり、プレイワーカーを育てあげてきているという。

子どもの議員連盟をつくり、制度、システムとして子どもの遊びを保障するために行動したいという参加者の声や、あらゆる場面で幼稚園、学校、教組、不登校の親の会などと手を結び、いろいろな人がいて居心地のいい場所を作りたいと実践している進藤さんの報告や、詳細は割愛するが、民間の学童保育所で自由保育を展開している青年指導員の実践等々に希望を感じあった第2分科会でした。

(細沼淑子)

第3分科会 子どもたちと家族一虐待からの保護、家庭環境一

〔進行〕和多田雅子（編集者）

〔報告〕

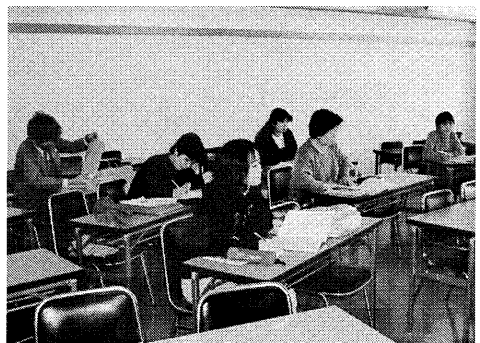
(1) 子どもの虐待について

＝龍野陽子（子どもの虐待防止センター）

(2) タイ、ネパールの子どもたちを見て

＝鶴田厚子（セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン）

子育てに悩んでいる親は多く、特に、近年の社会病理ともいえる「母親の虐待」。龍野さんから、虐待をしてしまう実母による電話相談を中心にレポートして頂いた。



現代の虐待は、昔のものとは性格が異なり、経済的にも、学歴・教養も中流以上で、育児に熱心な母によるものがほとんど。母親自身が「いいお母さんになろう」として、このことだけ

に縛られているように見える。特に、新生児室にいる時から育てるのが非常に難しい、いわゆるディフィカルトチャイルドを持つ母は、ストレスのはけ口として、虐待行動に出てしまうようだ。リーダーシップがあって、自己主張の出来る子どもを「いい子」として社会が認めている部分があり、母への大きな圧力となっている。また、子育て専門期の母は、夫以外の大人と話すことが稀で、苦しみに共感してくれる人がいない。いくら「お母さんロボット」を演じていても、お母さん自身が生き生きとした人生を送っていないと、人間と人間との関係というところで、うまくいかないのではないか。また、虐待のなかでも大きな問題である虐待の世代間連鎖。虐待が陰湿で、どうしてもやめられない母は、このように、その母の子ども時代に同じような経験があることが多いそうだ。子育てをしている時、子どもの頃の感覚がよみがえってくるのである。人間は、悲しいことに、与えられたものしか出すことは難しい。暖かい子ども時代の感覚がない、傷ついた母に対して、子どもに対する今の接し方を肯定して、周りのものが、母をそこから育ててあげることが必要である。

続いて、タイ・ネパール・フィリピンなどで、ボランティア活動をしている鶴田さんより、ボランティアを通じて、貧困や急速な経済発展と社会変化によって犠牲になっている子どもたちの姿をレポートして頂いた。

NGOの活動では、交流部分と、帰国後の活動につなげることを大切にしながら、現地の人が自分たちで問題を解決できるように活動している。海外の活動により、お互いが協力することで自国の問題解決につなげていける。

ネパールでは、育児・家事・野良仕事などをするため、女性は家にいるものという見方が根強い。幼い頃から労働に従事するため、女性の平均寿命が男性の平均寿命より短い国の1つ。学校にもいかないのが現状である。NGOの活動として、母親の識字教室を行い、知識を含め、社会への窓口を開く方向で援助している。一方子ども達は、一般化している貧困の中で、生き残るために子守から家畜の世話・薪集めと、労働しなければならない状況にある。昼は労働をせざるを得ないため、朝2時間勉強する「朝の教室」を開いている。整列することすら難しい子ども達だが、楽しんで学んでいる。子どもがみなりを整え「教室」に行くことが雰囲気として大人にもいい影響を与えているのを見ると、つくづく子どもが社会を変えていくのだと思う。タイでは、売春・AIDS・労働・薬物などの児童問題がある。近年、中学義務教育化が進められ、進学率は、70~80%。しかし一方で、就職した農村部の子どもたちが売春するという事実がある。大人たちは出稼ぎのため子どもを放り、物ほしさに子どもを売る。また特に問題なことは薬物問題で、小さな村の店でも薬物が手に入る状態である。これらの問題に対し、NGOは先生や青年団を中心にサポートしていく。

先日、子どもの権利の発表アピール大会が行なわれ、NGOはコーディネートの役割を果たした。様々な問題に対して、「個人」に対応することと、国レベルですべきことに声を出していく。この両方を、同時に進めていかなければならない。

この後、感想を交えた質疑応答を行い、学生から現場で働く人まで、幅広く意見交換がされ、第3分科会は、幕を閉じた。

(市原朋、木村裕子、和多田雅子)

第4分科会「少年司法」子どもを「ささえる」 —パートナーシップの実現のために—

〔進行〕 吉峯康博（弁護士）

〔報告〕

ある少年の立ち直り＝山田君（仮名）

〔コメント〕

- (1) 子ども、大人、そして社会は非行少年とどう関わっているのか—家裁調査官の目から—
＝寺尾絢彦（全司法、家裁調査官）
- (2) 社会生活や学校生活に失敗した子どもをささえ、ささえあうことがいまできにくいのか
＝内田良子（カウンセラー）
- (3) 子どもの権利委員会（ジュネーブ）報告 ＝佐々木光明（日本体育大学）

東京の北部、練馬区。その住宅街の一角を抜けた所に、東京少年鑑別所という施設がある。非行をおこした少年たちの中でも、この鑑別所にやってくる子はそう多くない。「練鑑」という別称で知られるこの施設に、今回の第4分科会で自らの体験を語ってくれた山田君もいた。

山田君は都内のある高校に通っていた。進学問題などの悩みを抱えるうちに、気がついたときには非行を繰り返す生活に陥っていた。警察に捕まったときも、警察はどこまで知っているのだろうという、憶測が先に立った。非行問題では、えてして回りを取り巻く人々がよきにつけ悪しきにつけ、重要な役割を演じる。彼の事件の場合には、多くの熱心な人々が関わってくれたために、新たな道を切り開いていける今の彼がある。警察に捕まったときに関わった弁護士、そして鑑別所から少年院に送られた彼が復学するのに尽力してくれた学校の先生と保護司。こうした人々の支えで山田君は復学し、卒業し、そして自分の進む道を見いだすことができた。

こうしたネットワークを支えることができたのは、彼が警察に捕まった段階から関わってくれた弁護士の力が大きかった。法律専門家としてよりも、むしろ非行からの立ち直りを演出するコーディネーターとしての役割を果たしてくれた。非行からの立ち直りを支えるために大切なものは何か、というヒントを参加者たちに与えてくれたのかもしれない。

分科会に参加した人々は、年齢も育ちも背景事情もさまざま。中には山田君と同じ年代の少年たちもいた。彼らの素直な感想、山田君とお母さんの、人前に立とうという勇気。そしてそうした流れを、分かりやすく読み解き解説してくれた、実務家や研究者の人々。今年の第4分科会には、やはり多くの関心が集まっていたようだ。

（寺中 誠）

第5分科会 障害をもった子どもの権利

〔進行〕 児玉勇二（弁護士）

〔報告〕

- (1) Mちゃん裁判を通して「体罰と障害児の人権」
＝相川 裕（弁護士）
- (2) 日本の統合教育の現状とその闘い
＝古川清治（障害児を普通学校へ・全国連絡会）
- (3) 障害児と人権 ＝児玉勇二（弁護士）

第5分科会の参加者は21名、脳性小児マヒによる障害を持ちながら小学校以来地域の学校に通ってきた大学生、障害児の親、養護学校教員、教育学科に在籍の大学生など、いろいろな立場の方が集まりました。

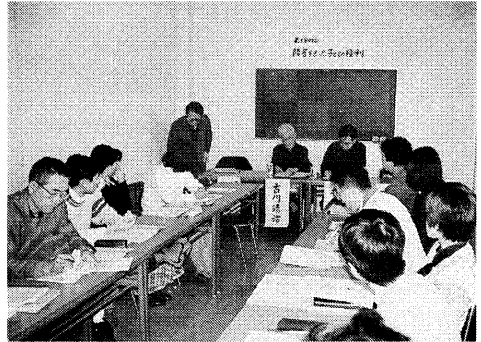
午前中は、最初に全員が簡単な自己紹介を行い、日頃考えていることや活動していること、あるいはこの分科会に参加した動機などを話してもらいました。

その後、プログラムに沿って報告者による報告がなされました。

相川からは、Mちゃん裁判の事実関係（青梅市にある知的障害児の通所施設で、指導員による日常的な暴力的指導を背景として、自閉症のMちゃんに対し腿を両手で叩き顔を平手打ちして鼻血を出させる暴行がなされたとして、指導員、青梅市社会福祉協議会、青梅市、東京都を被告として損害賠償請求訴訟が東京地裁に係属中）が説明され、障害児施設内での暴行が生ずるメカニズム等について問題提起がされました。これを受けて、児玉弁護士から、補足として、障害児施設の密室性という問題や権利主張できない状況を生んでいる要因（障害者本人が障害ゆえに被害についてモノが言えない、慢性的な施設不足などにより親が施設に対して異議を言えない、施設や指導員をかばい守ろうとする力が働く等々）、裁判所が指導者の「熱心さ」を重視しがちであることなどの指摘がありました。

次に古川さんからは、報告者自らが子どもを普通学級に通わせてきた経験を踏まえた具体的なお話がありました。「現状は、障害児がいわば普通学級に押し入っている状態だが、入ってからも、行事がある度に子どもの参加辞退を求められるし、普段の授業のスタイルも教科書による一斉授業で、一人一人が考える力をつけられるようなものでない。これでは、統合教育とは言えないのではないか。」「就学先を決定するのは教育委員会だとする学校保健法4条、5条なども、権利条約に反するのではなからうか。」等々いろいろなお話があり、そして、「障害児、子ども観を根本的に見直さない限り、総合教育はあり得ない。」と締めくくられました。

参加者からも、統合教育について、「最重度の障害者から優先して地域の学校での統合の目標にされるべきだと思う。」として、その具体的な取組みとして旭川市での地域の学校と療育センターとの提携による教育の例が紹介されました。



児玉さんからは、Mちゃん裁判以外の障害児の訴訟の動向も含め、障害児に対する体罰の事件がどんどん表に出てきた状況について報告されました。

これらの報告を受け、午後の討論では、「養護学校の閉鎖性（その中で職員による暴力があるが問題としてとりあげられない実態）」や「重い障害の子は暴力や体罰を表現することはできないだけで、感性はきちんと育っていて、先生がどういう気持ちで接してくれているか、ちゃんと分かっている」という指摘があり、また、「日本では『障害』に対する認識が遅れている。日本で一般に『障害』という言葉には『損傷』『能力不全』『障害』の3つの意味を含むがこれらが明確に意識されていない。」という問題、統合教育を受けている現場での「障害児に対する詰め込み教育」の体験談など多くの論点について、活発な発言がなされました。

感想も含めて参加者全員に発言してもらい、「条約によってどのような変化があったか」というより「条約によってどのような変化を作るか」を展望していこうというまとめの意見も出るなど、非常に有意義な分科会だったと思います。

私個人にとっては、当事者で統合教育の中で育ってきた方のお話が非常に印象に残っています。

(相川 裕)

第6分科会 外国人の子どもの人権

[進行] 浜田進士（国際子ども権利センター）

[報告]

- (1) 国際婚外子－日比混血児について ＝浜田進士
- (2) 日系人の子ども－日本人と外国人の子どもの交流の実践から
＝豊住マルシア（外国人のための巡回指導委員）
- (3) 定住外国人と滞日外国人－保育園における多文化共生学習の試み
＝ユン キョンヘ（川崎市桜本保育園）



「ジャパニーズ・フィリピーノ・チルドレン」「無国籍の子どもに国籍を」裁判問題になるたびに、新聞やTVでよく目にしてきた。いつからこんな世の中になったのか、なぜ子どもが犠牲になってしまうのか、目にするたび心が痛む。私達の参加者の多くは、そんな気持ちといらだちを抱きながら、第6分科会に参加して下さった方が多い。参加者の中には、日系人、教育関係者、また外国人の子どもの人権に関わり、興味を持つ人が集まり、自分の経験・知識から語りあった。

まず、浜田さんが「国際婚外子」について語ってくれた。「国際婚外子」－もし自分に国籍がなかったら。考えたことがない人が多いと思うが、現実には無国籍の子どもが数多く存在する。

特に問題になっている「ジャパニーズ・フィリピーノ・チルドレン」は、日本人男性とフィリピン女性の間に生まれた混血児である。平凡な家庭が築けていれば、何の問題も起こらなかっただろうが、現実には相手の日本人男性が妻子持ちであったり、子どもを妊娠したからと捨てられてしまう女性が多い。子どもを認知してもらえないばかりか、養育費ももらえない。生活できない母親は、子どもを捨てるケースも増えている。さらに罪のない子どもたちに「差別」という大きな壁がつきあたる。人間はものではない。こんなことがあっていいのか。日本人として認識しなければいけない現実を目にした気がした。

「日系人の子ども」―豊住さんは忙しい時間を割いて、日頃の自分達の活動をしている綾瀬市をきっかけに、日本人について指摘した。綾瀬市は中小企業が多く、日本で3Kと言われる仕事を外国人労働者が補っている。にもかかわらず、外国人に対する差別や暴力が多い。ブラジルでは、暴力に対する人権には敏感で、学校内における日本の考え方に怒りを抱いた。人権は校長が謝罪して許されるものではない。日本の学校文化・社会文化は何かが間違っている。日本にいる外国人を受け入れられない日本人が、国際化に向けて一歩ふみだせるはずがない。もっと多くの外国人とふれあうことが、何より真の国際化への一歩ではないだろうか。

「定住外国人」―父親が1世、母親が2世、自分の感覚は2世半とお話し下さったユンさん。保母という職業に立ち、キリスト教会系の保育園で多国籍から成る子どもたちと接して、子どもに文化を伝えようとしている姿に胸が熱くなった。特に、韓国・朝鮮など、日本に文化を消されてしまったという、限られた中で事実を伝えたいというユンさんに、本来の先生の姿を見せられた気がした。ママイ・パパイたちと協力して伝えあおうと、各国の言葉を用いた連絡ノートを作成したり、親と子の接点を持てるような参観日をしたり、子ども1人1人が主人公になれるようにと思う先生の願いは、第6分科会の参加者が皆同じ気持ちであったに違いないと思う。

外国人の子ども達に何ができるか。日本人も裏を返せば、外国人なのである。基本的なこの認識から始めなければいけない気がする。日本人が日本人として出会うチャンス、外国人と接してみても教えられることのなかから、自分で判断して、認識していく能力が問われているのではないだろうか。私達は子どもに、本物を与えられる大人でありたいと思った。

(佐藤記子)

第7分科会 阪神大震災と子どものケア

[進行] 三宅隆史 (SVA)

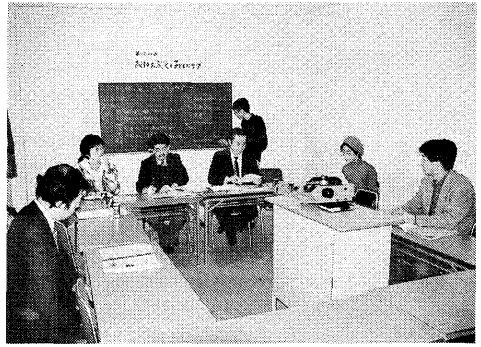
[報告]

- (1) 避難所になった学校から = 三好亜矢子 (映画「六甲小学校」制作者)
- (2) 子どもの遊び場を作って = 須永 力 (世田谷プレーパーク)
- (3) 子どものメンタル・ケア = 賀陽 濟 (北山病院精神科)

(4) 震災後の子どもとところとからだ

＝中村安秀（東京大学医学部小児科）

三好さんは、避難所の一つになった神戸市灘区の小学校を震災直後から11カ月間にわたり取材した経験を報告した。地震発生直後は3,000名もの被災者が学校に避難した。学校がこれほど地域に解放され、社会的な存在となった経験はこれまでになかったため、当然のことではあるが様々な問題が起きた。第一に、地震直後は教師、親（PTA）、地域住民（被災者）の三者の間に連帯感があったが、時



が経つにつれて対立、衝突が起きるようになった。第二に、避難所となった学校で、当初子どもは生き生きしていたが、落ちついてくるとアナーキー的な状態になり、めんどろなことはやりたくないという態度に陥った。この意味で子どもの教育を学校、地域に担いきれなかったと言える。学校に関して今回の震災から言えることは、学校が日常的にもっと地域に開かれた存在となり、地域の共同体性を育む役割を担って欲しいということだ。そうすれば大規模災害発生時において学校は子どもや地域住民のためにもっと役立つことができると思う。

須永さんは、SVA（曹洞宗国際ボランティア会）と協力して、テント村となった長田区南駒生公園で6月末まで子どもの遊び場を運営した経験を報告した。この公園には約3,000名の入居者がテント生活を送っていたが、そのうち半数を定住ベトナム難民の人たちが占め、かつ日本人とベトナム人の居住区域が真っ二つに分かれていた。また遊び場であった公園が避難所になってしまい、かつ親は子どもの面倒をみてもらえない状態だったため、子どもが遊ぶことのできる空間や時間がなくなっていた。そこで、①子どもが伸び伸びと遊ぶことができ、いつでもいられる空間を作ること、②ベトナム人と日本人の接触、コミュニケーションの促進をはかることを目的に始まった。子どもたちはとにかく元気で、励ますつもりで参加したボランティアが逆に圧倒されてしまうことが多く、子どもたちのパワーを感じた。感じたことは、もともと神戸には子どもの遊び場が少ないことだ。小さくても良いから子どもがのびのびとできる空間（広場や公園）を提供することが必要だと痛感した。

賀陽さんは、精神科医の立場から阪神大震災が子どもの心にどのような影響を与えたかを報告した。あの時、あの場所の恐怖体験が襲ってくるフラッシュ・バック、外界に対する反応の低下、不眠やおびえのような緊張状態の持続といった症状が起こることをPTSD（心的外傷後ストレス障害）というが、このような症状が見られる子どもは、確かにおり、特に震災孤児に多い。といっても全ての子どもにPTSDが見られる訳ではない。多くの子どもは震災後の日々をけなげに生きてきた。子どもにとって大切なのは、子どもにとって安心していられる環境（Holding Environment）であり、具体的には家族、友だち、学校、地域社会が子どもの周りにあるということだ。被災後PTSDが見られた子どもたちの多くが語った「神戸が傾いている」という言葉は子どもを守る環境が崩れたことを物語っている。このような意味で共同体性を全く無視し、人間を個として扱っている「仮設住宅」は問題が多い。フィリピンのピナツボ火山大噴火の時は、被災者は村（コミュニティ）ごと再居住地区に移ったという。

中村さんは、T I S C H（東京国際保健医療研究会）という医療支援を神戸市で行った医師のグループの経験とその後の継続的な調査から、子どもの心と体、緊急援助のあり方について報告した。緊急援助についての今回の教訓は、避難所では人間の基本的なニーズ（Basic Human Needs）である水、食料、居住が最低ライン以下だったことだ。サハリン地震被災者の状況よりも阪神大震災被災者の方がはるかに悪い状況にあった。また30万人もの被災者がでると、「災害弱者」が最も大変だ。たとえば、耳の不自由な人のための手話通訳、子どものための臨床心理士が足りない。これらの分野の専門家の養成と組織化が急務だ。子どもについては、体の面は、先に述べた人間の基本的なニーズが避難所で満たされていなかったために、被災後2週間に39%が発熱を伴う急性呼吸器感染症にかかった。心の面についてはP T S Dはマスコミでいわれるほど深刻ではなく、ポジティブな反応を示している子どもが多い。地震そのものよりもその後の環境が子どもに大きな影響を与えている。

分科会の結論としては、経済優先による都市開発によって共同体性が失われてしまったことが、震災後の子どもたちに悪影響を与えている。大規模災害から子どもを守るには、家族や学校、地域の共同体性を再生し、強化することが急務だ。

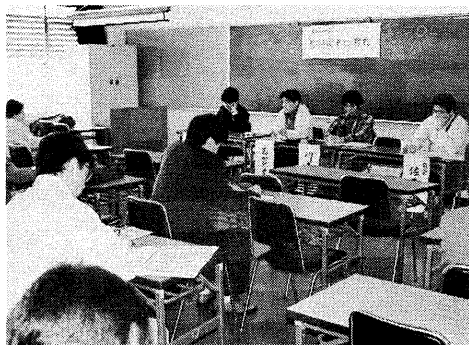
（三宅隆史）

第8分科会 意見表明・参加の権利

〔進行〕 佐藤 治（高校教諭、教育活動を考える会）、吉田要介（自由民権プロジェクト）

〔報告〕

- (1) 私服通学のとりくみ = 古賀美礼（中学生）
- (2) 生徒会の活動
= 川本雄弥（高校生、生徒人権プロジェクト）
- (3) 小さいときの生活での実践
= 安部富士男（安部幼稚園）



第8分科会は昨年にひきつづき、「意見表明・参加の権利」についての討議を行った。昨年は1970年前後の学園闘争の評価をめぐり激論が交わされていたため、昨年にひきつづき司会をつとめるのも楽しみであった。

午前中はまず、私服で中学校に通学している古賀さんからの報告があった。古賀さんは小学校の頃からみんなが同じ服を着ることや自分の服装を決められることがいやで、両親と話し合いながら、制服が決められている公立の中学校の中で現実をみながら自己表現をしていく道を選んだと言う。私服通学を始めた入学当初は2、3年生から呼び出されたり、教師からも注意を受けたという。しかし、「決まりだから制服を着るべきだ」と言う人には、「なぜ決まりなのか」と問い返し、自分の考えをはっきり述べるようにしているそうだ。

多くの学校（いや、学校に限らないが）でも少なからず同様のことがないだろうか。古賀さんのようにはっきりした自己表現まではいかなくとも、主体的に意見表明するものが周りからつぶされる姿を良く見る。しかし、「個」の表現を認めない社会を学校が作り出しているように思えてならない報告だった。

午前中2つ目の報告は、千葉県の高校で「生徒人権プロジェクト」など生徒会を中心に活動してきた川本さんから。川本さんのいる東葛飾高校では生徒自治がかなりのレベルで位置づいていた。生徒会の運営はほとんどが生徒に任せられ、学校と生徒が学校の運営について協議する学校協議会がもたれている。しかし、卒業式の日や丸掲揚や校舎の改築をめぐって生徒の声が聞き入れられないことが多くなってきた。その打開策として生徒会連盟の活動が始まった。その中から「生徒人権プロジェクト」を作り各方面にアピールする活動が始まった。しかし、高校でも生徒の中から「ワガママ助長論」「権利の前にまず義務を」などの声が多く、高校生という時間的制約のある中での活動の難しさを述べた。

昼休みを挟んで午後の報告は神奈川県で幼稚園の園長を務めている安部さんがレポート。安部さんは長らく勤めている幼稚園での経験から「子どもは人生の伴侶」との考えを多くの事例を交えて話した。教育の目的は人格の発達であり、大人が子どもの意見に耳を傾け、子どもに学びながら教えるという姿勢を持った感情の豊かな場でこそ人格の発達があるはずだ。保育の場においても意見表明権を活かした教育が必要であり、言葉だけでなく子どものしぐさなどからもそれをくみ取ることが必要であると述べた。

すべての報告をうけ、総括的に討論を行った。今まであまり報告のなかった幼稚園の現場での意見表明の報告をヒントに、なぜ、日本の学校・社会できちんとした意見表明がなされないのか。一つの理由としては、学校・社会が意見表明しやすい環境を整えていないことがあげられるだろう。その場で自由に意見表明できるためには「個」の確立とともにそれを受けとめる柔軟さが必要だ。特に成長過程にある学校という場においてはある意味で「甘え」られる存在が学校にあることによって意見表明が容易になることも多いのではないだろうか。その意味で、学校においてはその年齢相応に「保育」的な対応が必要ともいえる。

個々の意見表明権を育てるということは自己の中に他者を育てることであり、人格を豊かにすることに他ならない。条約を実効化するためには意見表明権や参加のシステム作りは不可避の課題といえる。今回の分科会では幼稚園の現場からのレポートを得て新たな視点を得られたように思う。今後もフォーラムを中心に交流や意見交換の場で議論を深めていきたいと思う。

（佐藤 治）

第9分科会 入門ワークショップ／条約をどう学ぶか

【コーディネート】栗本敦子（国際子ども権利センター）ほか

子どもの権利条約の大きな課題の一つに、条約に対する理解をどうやって深めていくかとい

うことがあげられると思います。第9分科会では「入門ワークショップ／条約をどう学ぶか」と題し、条約の内容理解に取り組みました。“ワークショップ”というのは、あるテーマについて、その場にいる人みんなで考え、学んでいく参加型学習方法です。これまでの授業やセミナーの多くは、そのテーマをよく知っている専門家が知識・情報を伝える、という方法で行われてきました。そこでは参加者は、そのことを知らない白紙の状態と位置づけられています。参加型学習では、参加者は豊かなものを持っているととらえ、お互いが持っているものを出し合うことで学んでいきます。



当日は、NGOのメンバーや、小学校の先生、父母会の役員、学生といった人たちが集まりました。まずはじめにやったのが、条約の主人公である「子ども」のイメージを探る「子どもってなに?」。カードを渡して「子ども」といって思い浮かぶ言葉を10枚（もっと思い浮かぶ人はそれ以上）書いてもらいました。会場には5歳の男の子もいて（残念ながら彼は参加しませんでした）、お父さんが普段の様子を思い出しながら書いたり、10代から20代前半の人たちが大人が持っているイメージと違うところで書ききれないぐらいたくさんのカードを出してくれたりしました。それを発表して机の上に広げ、似たものを集めたり関連しているものを隣に置いたりして、参加者の「子ども」のイメージをお互いに話し合いました。次に「子どもの権利」についてのランキング（順位付け）をしました。いくつかの子ども権利を、どの権利も大切なものであることは承知のうえで、大事なものから順位をつけていくプログラムです。「子ども」のイメージも多様であったように、参加者それぞれの立場によって一番大切にしたい権利も違います。どの権利を、なぜ大切にしたいのか自分の考えを整理して説明し、他の人の意見を聞くことで別の立場・考え方を知りながら、できるだけお互いを尊重しあって結論を出していきました。そして最後に権利を具体的に実現していく方法を考える『たすける力、さまたげる力』を行いました。初めはランキング1位のものを取り上げる予定でしたが、参加者の声もあり、条約そのものの広報をテーマにしました。条約を広めていくために、たすけになっている力とさまたげている力を、力の大きさを矢印の長さで表して図にし、分析します。さらに図の中の矢印一つひとつについて、たすける力をより大きくする方法、さまたげる力をより小さくする方法を話し合い、具体的にできることを考えます。今回は様々な地域・グループから参加者が集まっていたので結論は出ませんでしたが、それぞれの学校や地域でこの方法を活かして子どもの権利について考え行動を起こしてください、ということで終わりました。

せっかく様々な意見が出ていのに、それをまとめたり順位をつけたりするのはもったいない、という声もありました。しかし、まとめたり順位を付けることが目標だったわけではありません。参加型学習では、結果よりもプロセスに重点をおいています。いろんな参加者が集まれば集まるほど、いろんな意見が出て話し合いは豊かになります。ただ一つの正解を教え込むのではなく、それぞれの持っている経験や意見からお互いに学びあうという参加型の方法は、一人ひとりの子どものありようをそのままに受けとめ尊重しようとする子どもの権利の考え方

とも通じると私は考えています。そうした意味でも、様々な参加者が集まるフォーラムでこうしたワークショップができたのはとても良い機会だと思います。これからフォーラムをはじめいろんな場面で、豊かな参加を得て、子どもの権利への理解を深める取り組みが広がれば、と思います。

(栗本敦子)

* 当日の参考文献

『わたしの権利、みんなの権利』(スーザン・ファウンテン、日本ユニセフ協会)

『子どもの権利教育マニュアル』(D・セルビーほか、日本評論社)

閉会全体会

- (1) 各分科会報告
- (2) 特別報告「国連子どもの権利委員会の動向」
＝平野裕二 (ARC)
- (3) アピール



情報市

条約に関する情報を広く交流しました。NGO・市民団体などのとりくみを自由に交換する〈情報交換コーナー(有料・無料)〉、これまでに収集された条約に関する主要文献・資料や自治体の広報誌(一般向け・子ども向け)などを展示する〈展示コーナー〉、条約に関わるビデオを上映する〈ビデオコーナー〉、子どもの書いた条約ポスターを展示する〈子どもポスター展〉、条約関係のマンガ・絵本、すごろく・かるた・クロスワードなどで読んだり遊んだりする〈ゲーム・読書コーナー〉を設けました。



実行・賛同した団体・個人

＜実行・賛同団体＞（74）

A R C (Action for the Rights of the Children)

A S E E D J A P A N

アースディ連絡所

アーユス＝仏教国際協力ネットワーク

あいち「子どもの権利条約」ベスト・インタレストの会

アジア眼科医療協力会

アジア人権基金

アムネスティ・インターナショナル日本支部

W o m e n 1 0 0 0

エクパット・ジャパン・関西

(株)エムティ出版

S I D S 家族の会

(社福) 大阪ボランティア協会

外国人労働者弁護団ラフル

開発教育を考える会

学校災害から子どもを守る全国連絡会

神奈川・子どもの権利条約と教育活動を考える会

環境市民

関西国際交流団体協議会

(財)京都ユースホステル協会

清瀬教育ってなんだろう会

熊本子どもの人権テーブル

群馬県子ども劇場おやこ劇場協議会

群馬子どもの権利委員会

現代座

(財)神戸学生・青年センター

国際子ども権利センター

国際青少年育成財団 (I Y F) 日本事務局

国際ボランティアの会

子ども情報研究センター
 子どもの遊ぶ権利のための国際協会（I P A）日本支部
 「子どもの権利」市民オンブズマン
 「子どもの権利条約」熊本の会
 子どもの権利条約にいがたの会
 子どもの権利条約ネットワーク
 子どもの権利条約」宮崎の会
 子どもの権利条約をすすめる会
 子どもの権利条約をすすめる町田の会
 子どもの権利条約をよむ会（京都）
 子どもの人権・父母の権利保障をすすめる
 埼玉ネットワーク
 子どもの人権保障をすすめる各界連絡協議会
 子どもの人権を守る会（水戸）
 ささえあい医療人権センターCOML
 CCWA＝基督教児童福祉会国際精神里親運動部
 静岡子どもの人権センター
 (財)資生堂社会福祉事業財団
 児童図書館研究会
 C I Pサコー
 シャプラニール＝市民による海外協力の会
 すべての外国人労働者とその家族の人権を守る関西ネットワーク（R I N K）
 全国学校図書館協議会
 曹洞宗国際ボランティア会（S V A）
 多文化共生センター
 チェルノブイリ子ども基金
 (株)デザインFF
 D C I（Defence for Children International）日本支部
 所沢YMCA
 日本キリスト教協議会教育部
 日本基督教団教育委員会
 (財)日本キリスト教婦人矯風会
 日本子どもを守る会
 日本児童・青少年演劇劇団協議会
 日本消費者連盟
 (社)日本青年奉仕協会
 日本ネパール教育協力会（J E C S）

(社)日本フィランソロピー協会
(財)日本フォスター・プラン協会
(社)日本ユネスコ協会連盟
(財)庭野平和財団
“人間と性”教育研究協議会
パレスチナ子どものキャンペーン
(社)部落解放研究所
(財)横浜YMCA
Rights

[50音順]

＜実行委員＞（38）

栗野真造、喜多明人、菅源太郎、藤木武夫、駒形佳子、小倉玲子、荒牧重人、大河内秀人、平野裕二、細沼淑子、林大介、要友紀子、勝本浩司、佐藤記子、高橋亮平、水永啓子、武内暁、松田まゆみ、好光紀、藤井幹夫、川村直、堀一郎、西城戸司、満江聖子、和多田雅子、小林毅、網野利夫、佐々木光明、寺中誠、吉峯康博、児玉勇二、浜田進士、三宅隆史、味岡尚子、佐藤治、吉田要介、栗本敦子、坪井節子

[順不同]

＜賛同人＞（111）

相川富哉、青木なち子、青木道代、青木佳史、赤池悦子、赤羽忠之、秋川陽一、浅井春夫、朝倉景樹、東孝二、飯沼二郎、市川恵子、出口治男、稲子宣子、色川雅子、岩崎長久、岩田直子、梅田勇三、大浦暁生、太田秀道、大野順子、沖川和、小山内美江子、小野寺慶子、柿沼昌芳、影山陽子、片野令子、加藤政子、金子勝、鎌倉淑子、河内徳子、川向秀武、神田修、神野千恵子、きどのりこ、桐原重孝、金香百合、銀林浩、日下部信雄、楠原彰、熊谷真子、蔵原清人、小平由起、小宮山健治、近藤悦子、斎藤誠、斎藤義房、酒井信雄、佐渡卓、佐藤恵理子、佐藤秀樹、佐藤寛之、宍戸健夫、篠崎俊博、柴田慶子、壽岳章子、庄司洋子、東海林路得子、鈴木敬悟、鈴木祥蔵、平むつ子、高橋清一、田口敬也、田村昌敬、俵紀美子、津田玄児、都留久夫、百々昭雄、富沢千代、豊住マルシア、仲川順子、中川利彦、永沢護、中嶋敦子、中田朋子、中西拓子、永原慶二、中村睦男、中村雪江、鳴海明敏、西尾幸子、西山悦子、野田正人、濱田広道、浜林正夫、林量俣、林文子、平本実、深谷しょう作、藤田昌士、古沢常雄、保崎文乃、前野育三、増山均、松倉聡史、松田伸一、松本沙羅、松本はるか、三木千恵子、三井明、美濃香織、三輪定宣、村井敏邦、矢倉久泰、山崎栄一、山田万里子、山田由紀子、山吉剛、横井恵美、米山敏裕、綿引光友

[50音順]

マスコミ紹介記事

日本教育新聞

平成7年（1995年）12月2日（土曜日）

児童・家庭のページ



参加型の学習を通して権利条約を検証

児童の権利条約 批准後1年半の成果を検証

七十五のNGOの賛同を得て、子どもの権利条約フォーラム95が十一月十八、十九の両日東京・渋谷区にある国立オリンピック記念青少年総合センターで開催された。第四回目の今年は批准から一年半を経た今、児童の権利条約が子どもたちの生活にどのような影響を与えているのかを参加者自身が考え、検証することが目的。子どもも大人もそれぞれの立場から、条約の成果について意見を出しあえた。

ほとんど変化なし

東京で「フォーラム」開く

冒頭のあいさつにたった
 転したというよりむしろ悪
 くなったのではと話した。
 加者全員がたつて栗野氏の
 で、他の人の考えを知ると

[illegible]

の政府、民間での実施状況
相続差別規定を定めた民法
九〇〇条を合意とした最高
本でうまく実現されつつあ
い、生徒は反抗して靴下を
粟野氏が「権利条約は日
靴下を折っていけないとい

続いて立正大学教授の喜裁判決が出たことを残念なると思ふか」とたずねると、折っている。反対に靴下を「とてもイエス」に動いた折らなければいけない女子多明人氏が基調報告を行った。こととして報告した。

た。喜多氏は「検証はみなさ
報告後は、国際子どもの
のはたった一人。ほとんど
校では、生徒が靴下を折ら
自身で行ってほしい」と
権利センター代表の栗野真
金」が「とてもノリに多
ないようにしている。可の

まず始めに参加者に語りか
造氏がコーディネーターと
動した。その理由を聞くと、
ための校則だろと思つて

重要性を指摘した後、自ら「ブワークが行われた。現状が変わっていない」に対する疑問を語った。

台場にある格子を覗かし　子ともと天人が意見を交
 のまゝとして　世に秘めし　子ともと天人が意見を交
 じめや体罰事件がひんぱん　子ともと天人が意見を交

「批准後子どもの現状は好
に起きていることをあげ

100%
90%
80%
70%
60%
50%
40%
30%
20%
10%
0%
0 10 20 30 40 50 60 70 80 90 100



を検証

利來約



して権利

を通過し

の学習

参加型



換ての「しんぶん」を
ん広部でも制服や校則は
話題になっていた。

児童の権利条約一年半

教育法規あ・ら・わ・る・と



「児童の権利条約」が国内発効してから一年半になる。十一月十八、十九の両日に東京都渋谷区にある国立オリンピック記念青少年総合センターで開催された「子どもの権利条約フォーラム95」では、国内発効から一年半を経た現在、「児童の権利条約」が子供たちの生活にどのような影響を与えているかを検証することが大きな目的になった。

条約第四条第一項では、条約が国内発効してから二年以内に、その後は五年ごとに、「この条約において認められる権利の実現のためにとった措置及びこれらの権利享受についてもたらされた進歩に関する報告」を、国連事務総長を通じて「児童の権利委員会」に提出することが義務付けられており、そのためにも国内発効後の実施状況を自分たちで検証しておこうというわけだ。

「児童版・権利条約」づくりも

フォーラムでは、基調報告後、参加者全員のグループワークの形で検証が行われた。会場にあるいすを動かしてつくった広いスペースに参加者全員が立ち、質問に応じて会場の四隅の「とてもイ

エス」「どちらかといえばイエス」「どちらかといえばノー」「とてもノー」のそれぞれに移動するわけだ。「権利条約は日本でうまく実現されつつあると思うか」という質問に対しては、「とてもイエス」に動いたのはたった一人で、ほとんどの全員が「とてもノー」に移動したという。条約の実施状況に対する評価はかなり厳しいようだ。

その理由としては「子供たちの置かれている現状が変わっていない」「子供自身が条約を知らない」「国内法の整備がされていない」などが挙げられたという(日本教育新聞12月2日付)。

「子供たちの置かれている現状が変わっていない」かどうかは、現状認識の相違もあり一概にはいえないが、高校生の原爆実験反対の署名運動に待ったがかかったり、体罰死事件が起きたり、いじめ自殺が繰り返されたりといった現状からすると、お世辞にも高い評価はできない。しかし、高校生の原爆実験反対の署名運動やデモ行進、あるいは「銃器根絶のための国民の集い」への参加が新聞に大きく取り上げられたということ自体、現状変革のかすかな兆しと見えなくもない。

「子供自身が条約を知らない」というのは残念

ながら否定しにくい。条約の文章は、法律用語に慣れない教師にとっても理解困難で、ましてこれを児童・生徒に説明するとなると、どういふふうに話したら分かってもらえるか、当惑する教師が多い。小学校の一、二年生にとっては、「児童の権利条約」という表題からしてちんぷんかんぷんだから。

しかし、条約第四条二条には「締約国は、適当かつ積極的な方法でこの条約の原則及び規定を成人及び児童のいずれにも広く知らせることを約束する」と、児童を含めて条約の広報を義務付けている。各地の教育委員会では「児童版・児童の権利条約」づくりに苦勞のようだ。

例えば、大阪市版「子どもの権利」では、いわゆる意見表明権については、ページいっぱい「「じぶんできめるよ」と大きく横書きし、カットを入れ、その上段に小さめに「自分で考え、自分の意見を述べ、自分で行動する権利」と書いてある。川崎市版「子どもの権利条約」で、なに?」は、「自分の意見を、自由にいえます」とあってカットを入れ、下に「おうちの方へ」として囲み記事で意見表明権について、条約に沿った簡単な解説を加えてある。東京都版も似たものになるようだ。

「じぶんできめるよ」となると、自己決定権と混同されはしないか心配になるし、「おうちの方」に説明役を押し付けるのも気になる。各県各市でこういったパンフレットを用意するとなると、その間の整合性はどうなるのだろうか。(T)

もっと広めて主張しよう



フォーラムでは子どもと大人が互いを尊重し、交流していくにはどうすればいいかについて参加者が積極的に関心をもち、意見を述べた。東京府立東葛飾高等学校の国立オリンピック記念青少年総合センターで。

地域や自治体に根づく 広報紙や中高生による集会 問題は先生の無理解

また、東京都中野区は、中高生が校則や体罰をテーマに話し合うフォーラムを定期的に開催するが、

校長は「受難競争やいじめなどの問題は決していいことではない。子どもの権利、人権を認め、それが解決の糸口になる。中学生のみなさんも意見を交わし学校生活に役立てよう」と話していた。

荒牧さんは「受験競争やいじめなどの問題は決していいことではない。子どもの権利、人権を認め、それが解決の糸口になる。中学生のみなさんも意見を交わし学校生活に役立てよう」と話していた。

荒牧さんは「受験競争やいじめなどの問題は決していいことではない。子どもの権利、人権を認め、それが解決の糸口になる。中学生のみなさんも意見を交わし学校生活に役立てよう」と話していた。

荒牧さんは「受験競争やいじめなどの問題は決していいことではない。子どもの権利、人権を認め、それが解決の糸口になる。中学生のみなさんも意見を交わし学校生活に役立てよう」と話していた。

荒牧さんは「受験競争やいじめなどの問題は決していいことではない。子どもの権利、人権を認め、それが解決の糸口になる。中学生のみなさんも意見を交わし学校生活に役立てよう」と話していた。

子どもの権利条約

父母や生徒らが参加し市民フォーラム

子どもの基本的権利を幅広く認め、たまたまの子ども権利条約が日本に発効して約一年半、政府の具体的な取り組みが進まない中で、市民の力で条約の趣意を広めようとの動きが生まれている。先月、東京で開かれた「子どもの権利条約フォーラム」は、その一環として、教育関係者、父母、中、高校生約三百五十人が参加して、東京報告会を行い、議論を交わした。特に条約の柱ともいえる「意見表明権」について、若者の発言が相次ぎ、子どもを一人の人間として尊重する姿勢を大人にもっとほしいとアピールした。(川村 泰博子)

意見表明権を使おう 制服や頭髪で活発に発言

「制服着るのめんどくさい」と、制服の自由を主張する中学生が、その理由を「みんな制服だから苦しい」という。それなら、なぜ制服を着ないのか、と問われると、制服は苦しい、と答えた。例えは、川本君が卒業した中学

へ抗議文を送ったことがある。だが、高校に入るまでは、自分の権利を主張することがなかった、という。

例えは、川本君が卒業した中学へ抗議文を送ったことがある。だが、高校に入るまでは、自分の権利を主張することがなかった、という。

例えは、川本君が卒業した中学へ抗議文を送ったことがある。だが、高校に入るまでは、自分の権利を主張することがなかった、という。

例えは、川本君が卒業した中学へ抗議文を送ったことがある。だが、高校に入るまでは、自分の権利を主張することがなかった、という。

例えは、川本君が卒業した中学へ抗議文を送ったことがある。だが、高校に入るまでは、自分の権利を主張することがなかった、という。

子どもの権利条約フォーラム'95報告集

1996年5月1日

〔編集・発行〕 子どもの権利条約フォーラム'95実行委員会

〔連絡所〕 子どもの権利条約ネットワーク

〒105 東京都港区海岸1-6-1-831 Tel 03(3433)7990/Fax 03(3433)7369
国際子ども権利センター

〒531 大阪市北区本庄東1-18-14 アシスト90 401

Tel 06(375)5466/Fax 06(371)7804

©子どもの権利条約フォーラム'95実行委員会